新高校設置準備委員会設置要領

平成14年10月21日 佐賀県教育委員会教育長決定 一部改正 平成17年4月 1日 一部改正 平成18年7月12日 一部改正 平成21年4月 1日

(設置)

- 第1条 佐賀県立高等学校再編整備実施計画に定める再編等によって設置される高校(以下「新高校」という。)の具体的な在り方等を検討するために、県立高等学校再編整備推進本部設置要綱第7条の規定に基づき、新高校設置準備委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 2 委員会は、新高校ごとに別表のとおり設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる具体的な検討を行う。
 - 一 新高校の教育内容及び管理運営等に関すること
 - 二 新高校の施設・設備に関すること
 - 三 新高校への円滑な移行に関すること
 - 四 前号に掲げるもののほか、検討を要すること

(組織)

- 第3条 委員会の委員は、再編等整備の対象となる学校(以下「再編等対象校」 という。)の校長、教職員、県教育委員会事務局関係者及び地域関係者のうち から教育長が委嘱する。
- 2 委員会には委員長及び副委員長を置き、再編等対象校関係委員の中から教育長が指名する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 4 委員長は、必要と認めるときは、委員会に作業部会を設置することができる。

(会議)

- 第4条 委員会は、委員長が招集し、主宰する。
- 2 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求め、 その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、委員長が所属する学校及び学校再編・新太良高校 準備室に置く。

(補 足)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会及び作業部会の運営に必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

別表(第1条関係)

委員会名	再編等対象校
伊万里地区新高校 設置準備委員会	伊万里商業高等学校、伊万里農林高等学校
杵島地区新高校 設置準備委員会	佐賀農業高等学校、杵島商業高等学校
定通併置新高校 設置準備委員会	鳥栖高等学校、佐賀商業高等学校、佐賀北高等学校
商業定時新高校 設置準備委員会	唐津商業高等学校、伊万里商業高等学校
新太良高校 設置準備委員会	太良高等学校
新鳥栖地区定時制高校 設置準備委員会	鳥栖工業高等学校、鳥栖高等学校